



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(同)…二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…六
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)…八
- 全国自治宝くじの発売……………(全国自治宝くじ事務協議会)…九

告示

●東京都告示第九百二十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第十六百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

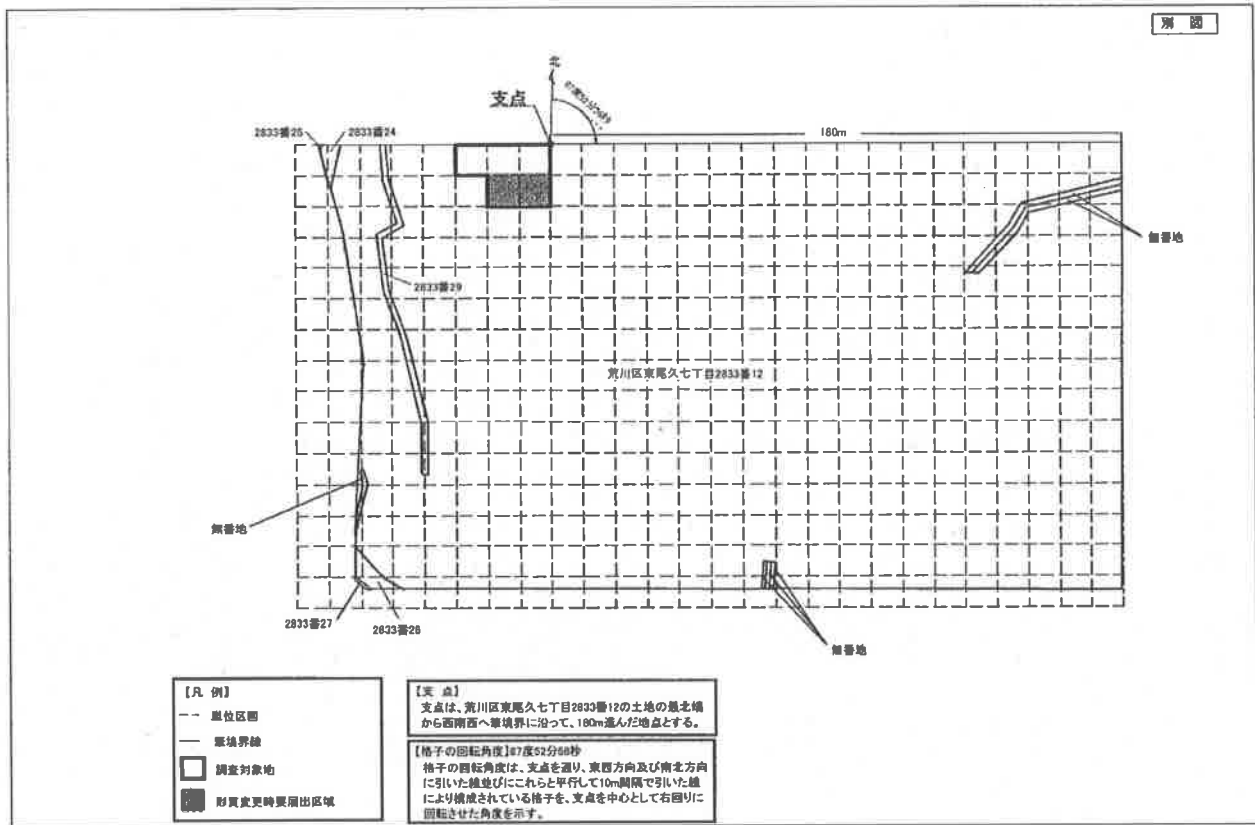
平成二十六年六月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(台東区松が谷二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第九百二十三号

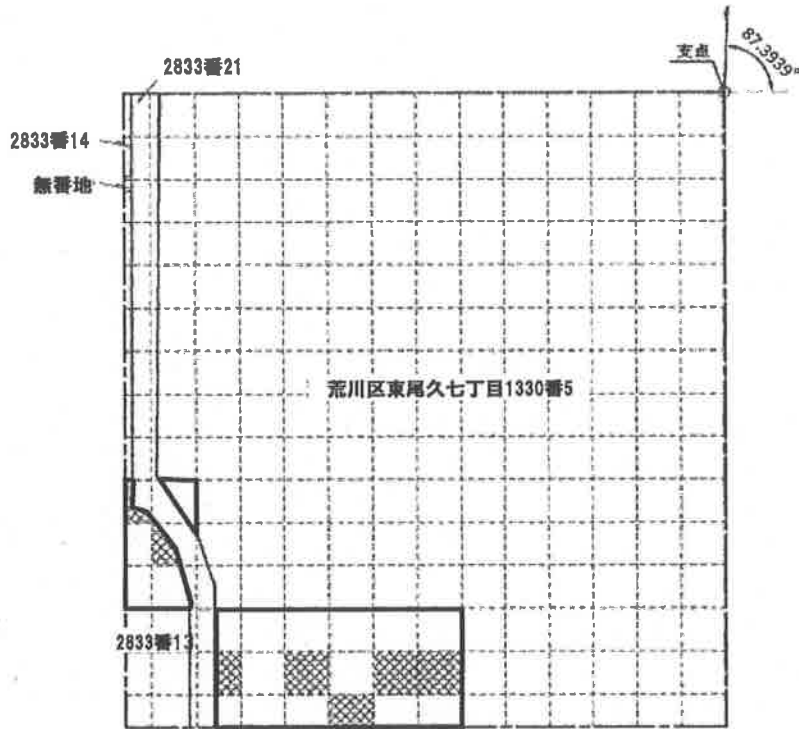
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

【支点】
 支点は、荒川区東尾久七丁目1330番5の最北端とする。

【格子の回転角度 (87度39分39秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久七丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物